

# 2022年10月 地震保険改定のご案内

○地震保険期間の初日が2022年10月1日以降<sup>(注)</sup>となるご契約から、地震保険料および長期係数の改定を行いますので、改定内容の概要をご案内いたします。

○地震保険は、法律(地震保険に関する法律)に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

(注)2022年10月1日以降に、地震保険を中途セットしたご契約および更改・自動継続を迎えるご契約を含みます。

## 1 地震保険料の改定

■地震保険料の引上げを2017年1月から3回に分け段階的に実施したことにより生じた、改定中の保険料不足の解消<sup>\*</sup>(全国平均で+1.6%引上げ)、各種基礎データの更新<sup>\*</sup>(全国平均で▲2.3%引下げ)を反映し、地震保険料を全国平均で▲0.7%引き下げます。

※3段階改定中の保険料不足の解消、各種基礎データの更新の概要は裏面をご参照ください。

■所在地・構造別の基本料率の見直しも行いますので、都道府県および建物の構造により改定率は異なります。

**【年間保険料の例】**(保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、地震保険割引適用なしの場合)

都道府県	耐火構造 (コンクリート・鉄骨造建物等)			非耐火構造 (木造建物等 <sup>(注1)</sup> )		
	改定前 <sup>(注2)</sup>	改定後	差額	改定前 <sup>(注2)</sup>	改定後	差額
北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	7,400円	7,300円	▲100円	12,300円	11,200円	▲1,100円
大分	11,800円	7,300円	▲4,500円	21,200円	11,200円	▲10,000円
福島	9,700円	11,600円	+1,900円	19,500円	19,500円	±0円
宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄	11,800円	11,600円	▲200円	21,200円	19,500円	▲1,700円
徳島、高知	17,700円	23,000円	+5,300円	41,800円	41,100円	▲700円
茨城				36,600円	41,100円	+4,500円
埼玉	20,400円	26,500円	+6,100円	42,200円	41,100円	▲1,100円
千葉、東京、神奈川、静岡	27,500円	27,500円	±0円			

※保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造および保険料の払込方法等によって異なります。

(注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」のいずれかに該当する場合は、「耐火構造」となります。

ただし、主契約の保険始期日が2009年12月31日以前の場合、地震保険の保険始期日が2010年1月1日以降であっても、地震保険の構造級別(料率区分)は、主契約の構造級別に従います。たとえば、省令準耐火構造であっても非耐火構造の区分となり、木骨ALC造であっても耐火構造の区分となります。

(注2)改定前の保険料の例は、地震保険期間の初日が2021年1月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。

現在ご契約の地震保険期間の初日が2020年12月以前のお客さまは、表に記載の改定前保険料が異なります。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 2 長期係数の改定

前回改定時以降金利水準がさらに低下した影響を受けて、保険期間5年の長期一括払を選択した場合の長期係数<sup>(注)</sup>を引き上げます。

(注) 地震保険料を一時払とする長期契約(保険期間が2年～5年の契約)の保険料を算出する際に乗じる係数で、保険料運用の予定利率や、契約の維持管理コスト等を考慮して算出されています。  
長期係数を乗じることで、長期保険の一時払保険料は、1年契約の保険料を毎年お支払いいただく場合に比べ割安となります。

保険期間	2年	3年	4年	5年
改定前 <sup>(注)</sup>	1.90	2.85	3.75	4.65
改定後	1.90	2.85	3.75	4.70

(注) 改定前の長期係数は、地震保険期間の初日が2021年1月(前回の保険料改定)以降のお客さま向けです。

現在ご契約の地震保険期間の初日が2020年12月以前のお客さまは、表に記載の改定前の長期係数が異なります。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

### <ご参考>改定の背景(損害保険料率算出機構ニュースリリース(2021年6月10日)より抜粋)

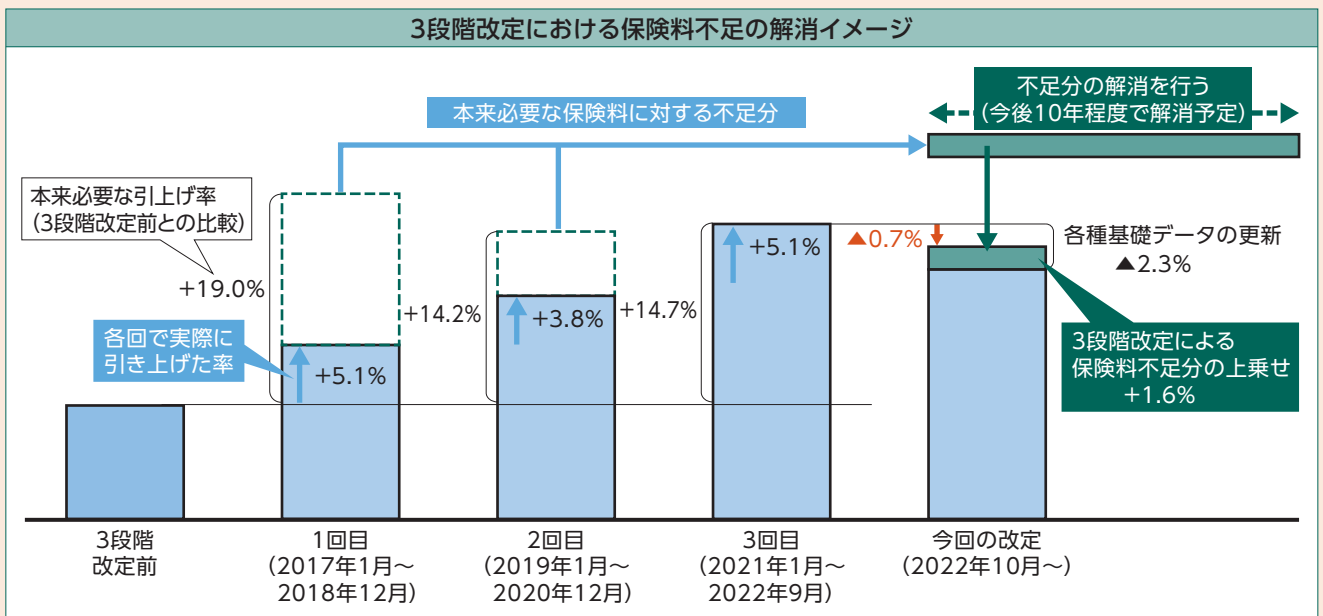
#### ①3段階改定(2017年1月・2019年1月・2021年1月)中の保険料不足の解消

- 地震保険は、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえたモデルに基づけば、料率の大幅な引上げが必要となりますが、お客さまのご負担を抑えるため、2017年1月から2021年1月まで3段階に分けて料率改定を行い、本来必要な保険料水準に徐々に近づけていく方式としました。
- この方式によって、本来必要な保険料水準に達するまでの3段階改定中において保険料の不足が発生することから、その不足分については3段階改定後の改定で保険料に上乘せすることで解消する方針としていました。
- 今回の改定では、この方針に基づき、3段階改定中に生じた保険料の不足分を上乘せした結果、全国平均で+1.6%の引上げとなりました。なお、不足分の上乗せを行う期間としては、今後10年程度を見込んでいます。

#### ②保険料率算出の基礎となる各種データ<sup>(注)</sup>の更新

- 各種データを更新した結果、全国的な地震の発生頻度上昇により保険料率を引き上げる要因と、地震調査研究推進本部における評価方法の見直しや耐震性の高い住宅の普及効果などにより保険料率を引き下げる要因がありました。
- これら各種基礎データの更新による影響を合計すると、全国平均で▲2.3%の引下げとなりました。

(注)各種基礎データとは、震源モデル、地盤データ、住宅・土地統計調査、地震保険契約データなどを指します。



本改定の詳細は損害保険料率算出機構のニュースリリースをご参照ください。

出典：損害保険料率算出機構ニュースリリース(2021年6月10日)  
<https://www.giroj.or.jp/news/2021/20210610.html>

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
 (チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから  
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶  
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料)



88513 250,000 2022.3 A3F21 B (新) (62) 45